

解答プリント「中学社会・歴史的分野」

■発展プリント

単元:2 古代国家の歩みと東アジア世界

【評価の観点】 ㉞：思考・判断・表現 ㉟：技能 ㊦：知識・理解

解答例	解説
<p>㉞ (1) 豪族に役人の心構えを示すため。(15字)</p> <p>㊦ (2) 大化の改新</p> <p>㊦ (3) 公地(・)公民</p> <p>㊦ (4) a-新羅</p> <p>b-百済</p> <p>c-高句麗</p>	<p>㉞ (1) 十七条の憲法は604年に出された。一では争いをしないこと、二では仏教を信仰すること、三では天皇の命令には従うことを述べている。このほか、役人が税を不正に取ることを禁止、ものごとを決めるときは必ず意見を交換すること、といった役人の心構えが示されている。</p> <p>㊦ (2) 大化の改新は天皇を中心とする中央集権国家をつくることが目的とされた。新しい政治の中心となったのは、中大兄皇子・中臣鎌足のほか、遣隋使とともに隋に派遣され帰国していた学問僧や留学生などである。</p> <p>㊦ (3) 改新前、豪族・皇室が私有していた土地は国有(公有)となり、やはり豪族・皇族が私有していた人民は公民とされた。</p> <p>㊦ (4) a-新羅は4世紀半ばに朝鮮北東部に建国された国で、676年に朝鮮半島の大部分を支配したが、935年高麗に滅ぼされた。</p> <p>b-百済は4世紀半ばに朝鮮半島南西部に建国された国で、660年に唐・新羅連合軍に滅ぼされた。</p> <p>c-高句麗は紀元前1世紀ころに中国の東北地方南部に建国された国で、4世紀初めに朝鮮半島北部も支配した。668年に唐・新羅連合軍に滅ぼされた。</p>
<p>㉟ (1) ① b</p> <p>㊦ ② c</p> <p>㊦ ③ a</p> <p>㉞ (2) ウ→イ→エ→ア</p>	<p>㉟ (1) ① 743年、朝廷は口分田の不足を補うため、墾田永年私財法をだし、新しく開墾した土地の永久私有を認めた。これを受け、有力な貴族や寺社は私有地を増やし、その私有地がやがて荘園とよばれるようになった。これにより、律令制度の基となる公地・公民の原則が崩れていった。</p> <p>② 国風文化の説明である。かな文字の発明により、日本人の感情を豊かに表現することができるようになった。</p> <p>③ 口分田は良民男子には2段、女子にはその3分の2が支給され、死ぬと返すことになっていた。</p> <p>㉞ (2) 平安京に都が置かれたのは794~1180年、1180~1868年(1180年福原京に一時都が移される)。平城京は710~784年(途中、恭仁京、紫香楽宮、難波宮に一時都が移される)。藤原京は694~710年。長岡京は784~794年である。</p>